

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
公 示	
○産業廃棄物処理施設変更許可申請の内容の概要等..... (廃棄物対策課)	1
○生活保護法による指定介護機関の指定の取消し..... (保護課)	2
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出..... (地域産業課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第5項(廃止)の届出..... (地域産業課)	3
○大規模小売店舗立地法による道の意見..... (地域産業課)	3
○大規模小売店舗立地法第8条第7項(変更)の届出..... (地域産業課)	3
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その3)..... (農政課)	4
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正..... (農政課)	7
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更承認..... (農地調整課)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	21
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	22
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	22
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	22
○平成15年度北海道立農業大学の研修部門における研修の実施..... (農業改良課)	22
○一般競争入札の実施..... (森林整備課)	23
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件)..... (治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (出納局総務課)	25
公 表	
○争議行為の通知(3件)..... (労政福祉課)	25
道教育庁宗谷教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	26
道選挙管理委員会告示	
○北海道選挙管理委員会委員長の選挙.....	26
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	26
道地方労働委員会訓令	

○北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令.....	27
○北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令.....	29
道収用委員会告示	
○土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定.....	29
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	36

告 示

北海道告示第1016号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年5月13日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

釧路郡釧路町別保原野南21線46番地20

株式会社釧路厚生社 代表取締役 中山 勝範

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

釧路郡釧路町字別保原野南21線45番地1、2

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第5号(廃油の焼却施設)、第8号(廃プラスチック類の焼却施設)及び第13号の2(産業廃棄物の焼却施設)

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、動物の死体、ばいじん、感染性廃棄物

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課 午前8時45分から午後5時15分まで

イ 釧路町住民課

午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成15年6月3日から7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085 - 8588 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課）に平成15年7月17日（木）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1017号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定を取り消した。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 介護機関の名称 | 小樽老人保健施設はまなす |
| 2 所在地 | 小樽市塩谷2丁目17番25号 |
| 3 取消サービスの種類 | 通所リハビリテーション及び短期入所療養介護 |
| 4 取消しの効力発生日 | 平成15年6月1日 |

北海道告示第1018号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月3日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
滝川東町複合店
滝川市東町2丁目44番8ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社道北ラルズ	代表取締役社長 守屋 澄夫	旭川市東光10条7丁目1番33号
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役社長 玉塚 元一	山口県山口市佐山717番地1
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11番31号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年1月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,246㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	250台
イ 駐輪場の収容台数	71台
ウ 荷さばき施設の面積	122㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量	41㎡

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社道北ラルズ	午前7時	午後10時
株式会社ファーストリテイリング	午前10時	午後8時
株式会社ムラタ		

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所（出入口4箇所、入口1箇所）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで 2 届出年月日 平成15年5月20日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道空知支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成15年6月3日（火）から10月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで (4) 縦覧については、滝川市に対しても協力依頼を行う予定があるので、縦覧場所、時間 等については滝川市へ問い合わせること。 北海道告示第1019号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大 規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルシェ ド シーガル 根室市昭和町2丁目108番地ほか (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名 株式会社マルコシ・シーガル 代表取締役 早川 昭彦 根室市昭和町2丁目109番地 (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,103㎡ (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 991㎡ (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成15年5月21日 (6) 変更する理由	営業政策上のため 2 届出年月日 平成15年5月21日 北海道告示第1020号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により道が述べた意見 の概要は、次のとおりである。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）旭町ショッピングセンター 旭川市旭町1条7丁目2631番ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 3 道の意見概要 「北の散歩道」側に設置される駐車場の出入口が、駐車場法施行令（昭和32年政令第 340号）第7条に抵触する小学校の出入口から20メートル以内の道路の部分に設けられて いるなど、周辺道路の交通安全、特に児童の安全確保への支障が懸念されるため、出入口 の廃止について検討するとともに、店舗に隣接する他の道路の幅員が狭く歩道も整備され ていないことから、歩行者及び通過車両の安全を確保するため、車の出入庫を示す表示を 設置するなど、一層の配慮を図ること。 4 道の意見通知年月日 平成15年5月21日 5 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成15年6月3日（火）から7月3日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。） (3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで 北海道告示第1021号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり大
---	---

規模小売店舗の設置者から届出を変更する旨の届出があった。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）旭町ショッピングセンター

旭川市旭町1条7丁目2631番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）4箇所 届出書添付図面「変更前」に表示

（変更後）3箇所 届出書添付図面「変更後」に表示

(4) 変更する理由

来客車両出入口①は旭川市の北の散歩道に面しており、また大有小学校の児童の通学

路でもあり、交通安全面からも来客車両の出入口を設けるにはふさわしくないとの指摘を受け、来客車両出入口①を閉鎖し歩行者・自転車専用の出入口とする。

2 届出年月日

平成15年5月21日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月3日（火）から10月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1022号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

（農政部所管分 その3）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 農業経営基盤強化促進対策事業 地域農業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 市町村等事業	市町村 農業協同組合 農業委員会 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「民法法人」とい	市町村、農業協同組合、農業委員会又は民法法人等が農業経営基盤強化促進対策事業（市町村以外の事業主体にあっては、農業経営体活性化事業のうち経営改善支援活動、農地流動化地域総合推進事業のうち農地流動化地域調査事業及び農地流動化情報活用事業、農地利用集積実践事業のうち農業構造転換地域連携事業	2分の1以内 （農地利用集積実践事業のうち認定農業者農地集積調整事業にあっては、定額）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第158号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		う。)等	並びに遊休農地解消総合対策事業のうち集落機能活用事業、ボランティア活用モデル事業及び土地条件整備事業に限る。)を行う場合における当該事業に要する経費		式別に指示する様式				
(2) 農業会議事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業経営基盤強化促進対策事業（農業経営体活性化事業及び農地流動化地域総合推進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	定額（農業経営体活性化事業のうち食のシンクタンク実践事業及び経営改善支援活動における経営管理能力の向上のための講習にあっては、2分の1以内）	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第158号様式 式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課			
2 農業委員会活動促進事業 市町村農業委員会の事業活動を助長するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村農業委員会が農業委員会活動促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委員及び職員の設置並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費 (2) 農地調整事務処理事業費 (3) 農地情報管理システム整備事業費 (4) 農業委員会活動強化対策事業費 (5) 標準小作料改訂事業費	定額 10分の10以内 定額 2分の1以内 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第1号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第1号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁			
3 農業法人育成総合支援事業 農業経営体の法人化や農業生産法人の体質強化を図るとともに、地域農業の核となる法人を育成するため、予算の範囲内で補助する。									
(1) 農業法人等育成支援事業	北海道農業会議 市町村 農業経営を行うた	北海道農業会議、市町村又は農業法人が農業法人等育成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額（北海道農業会議が行う法人化推進事業に	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日			

		めの一定の要件を満たしている法人及び農業を営むその他の法人（以下「農業法人」という。）		あつては10分の10以内、市町村にあつては2分の1以内）	共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第5号様式別に指示する様式		提出先	支庁（北海道農業会議にあつては、農政部農地調整課）	
(2) 農業雇用労働力確保支援事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業雇用労働力確保支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第5号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 農政部農地調整課		
(3) 農業法人間連携支援事業	知事の指定を受けた複数の農業法人が組織する団体（以下「農業法人グループ」という。）	農業法人グループが農業法人間連携支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第5号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁		
(4) 地域農業構造改革モデル事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター（地方公共団体及び農業協同組合等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができる法人に限る。） 農業法人、農業経	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、第3セクター又は民間団体が地域農業構造改革モデル事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内（地区内機械等買上事業にあつては、3分の1以内）	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 支庁		

		営基盤強化促進法 (昭和55年法律第 65号)第23条第4 項に定める特定農 業法人又は一定の 要件を満たす集落 営農組織(以下 「民間団体」とい う。)						
4 国営造成水利施設保全対策事業 国営土地改良事業により 造成された基幹的農業水利 施設の予防保全対策による 施設の長寿命化を図るため、 予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、土地改良区連合 又は知事が適当と認める者が国営造成水利 施設保全対策事業を行う場合における 当該事業に要する経費	事業費 100分の75 事務費 100分の50以内	共通第20号様式 農政第101号様 式その1 別に指示する様 式	共通第31号様式 農政第101号様 式その1 農政第105号様 式から 農政第111号様 式まで 農政第112号様 式その2 農政第113号様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁		
5 グリーン・ツーリズム推進事業 グリーン・ツーリズムを 一層定着させるため、地域 の推進体制づくりや、子ど もの農林漁業・農山漁村体 験活動等について、予算の 範囲内で補助する。	市町村	1 地域連携システム整備事業 市町村が地域連携システム整備事業 を行う場合又は市町村が地域連携シス テム整備事業を行う支庁長が適当と認 める団体に対し当該事業費を補助する 場合における当該事業に要する経費又は 当該補助の対象となる経費 2 修学旅行等受入条件整備事業 市町村が修学旅行等受入条件整備事 業を行う場合又は市町村が修学旅行等 受入条件整備事業を行う支庁長が適当 と認める団体に対し当該事業費を補助 する場合における当該事業に要する経 費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 支庁		

北海道告示第1023号

昭和49年北海道告示第809号(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式)の一部

を次のように改正する。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

農政第1号様式を次のように改める。

農政第1号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度農業委員会活動促進事業計画（実績）書

事業実施主体名	農業委員会
---------	-------

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 交付金事業

委 員 手 当				職 員 設 置 費				
委員数	総事業費 (A)	交付対象経費 (B)	交付金額 (C)	職 員	数	総事業費 (D)	交付対象経費 (E)	交付金額 (F)
					うち交付対象職員数			
人	円	円	円	人	人	円	円	円

農 地 調 査 ・ 農 地 基 本 台 帳 整 備 費				計		
農地基本台帳 整備対象農家数	総事業費 (G)	交付対象経費 (H)	交付金額 (I)	総事業費 (A)+(D)+(G)	交付対象経費 (B)+(E)+(H)	交付金額 (C)+(F)+(I)
戸	円	円	円	円	円	円

（注）1 「職員設置費」の「総事業費」欄は、農業委員会の全職員（臨時職員等は含まない。）に係る職員設置費の総額を記載すること。

2 「職員設置費」の「交付対象経費」欄は、交付対象職員の交付の対象となる額を記載すること。

(2) 補助事業

ア 農地調整事務処理事業

和解の仲介 処理件数	うち成立件数	延べ仲介回数	報告農業 生産法人数	勧告農業 生産法人数	立入調査農業 生産法人数	小作料減額 勧告件数	農地利用調整 打合せ出席 延べ人数	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分		
									道費補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
件	件	回	法人	法人	法人	件	人	円	円	円	円

- (注) 1 「うち成立件数」及び「延べ仲介回数」欄は、実績報告の場合に記載すること。
- 2 補助金の実績報告をする場合の各事項に係る数は、次に掲げる書類等を基に記載すること。
 (以下「要領」とは、「農地法関係事務処理要領(既墾地の部)」(昭和45年12月1日付け農調第2785号農務部長通達)をいう。)
- (1) 「和解の仲介処理件数」、「うち成立件数」及び「延べ仲介回数」：要領の別記第40号様式(和解の仲介記録)
- (2) 「報告農業生産法人数」：要領の別記第4号様式の3(農業生産法人報告書)
- (3) 「勧告農業生産法人数」：要領の別記第4号様式の6(農地法第15条の2第2項の規定による勧告書)
- (4) 「立入調査農業生産法人数」：要領の別記第4号様式の8(立入調査結果報告書)
- (5) 「小作料減額勧告件数」：要領の別記第17号様式(小作料の減額勧告書)

イ 農地情報管理システム整備事業

農 地 基 本 台 帳						農 地 地 図 情 報 シ ス テ ム							
農 地 基 本 台帳電子入 力延べ日数	農地等情報管理・活用 推 進 会 議		総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			農 地 地 図 情報電子入 力延べ日数	農 地 地 図 情 報 活 用 会 検 討 会		総 事 業 費 (E)+(F)+(G)	負 担 区 分		
	開催回数	主 な 内 容		道費補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)		開催回数	主 な 内 容		道費補助金 (E)	市町村費 (F)	そ の 他 (G)
日	回		円	円	円	円	日	回		円	円	円	円

台 帳 照 合 用 出 力 デ ー タ シ ス テ ム					計			
台 帳 照 合 用 出 力 データシステム開発	総 事 業 費 (H)+(I)+(J)	負 担 区 分			総 事 業 費 (K)+(L)+(M)	負 担 区 分		
		道費補助金 (H)	市 町 村 費 (I)	そ の 他 (J)		道 費 補 助 金 (A)+(E)+(H)=(K)	市 町 村 費 (B)+(F)+(I)=(L)	そ の 他 (C)+(G)+(J)=(M)
人 月	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 「台帳照合用出力データシステム開発」欄は、システム開発に要する人工数及び月数を記載すること。

ウ 農業委員会活動強化対策事業

広 域 連 携 現 地 活 動							
広域連携企画検討会の開催		現 地 活 動		総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分		
開 催 回 数	主 な 内 容	活 動 回 数	活 動 内 容		道費補助金 (A)	市 町 村 費 (B)	そ の 他 (C)
回		回		円	円	円	円

対 策 活 動						計			
活 動 回 数	活 動 内 容	総 事 業 費 (D)+(E)+(F)	負 担 区 分			総 事 業 費 (G)+(H)+(I)	負 担 区 分		
			道 費 補 助 金 (D)	市 町 村 費 (E)	そ の 他 (F)		道 費 補 助 金 (A)+(D)=(G)	市 町 村 費 (B)+(E)=(H)	そ の 他 (C)+(F)=(I)
回		円	円	円	円	円	円	円	円

エ 標準小作料改訂事業

農 地 区 分 数		総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分		
	うち改訂作業区分数		道 費 補 助 金 (A)	市 町 村 費 (B)	そ の 他 (C)
区分	区分	円	円	円	円

農政第5号様式を次のように改める。

農政第5号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

その1

平成 年度農業法人育成総合支援事業実施計画（実績）書

第1 事業実施主体名

第2 事業の取組方針及び目的

第3 農業法人等育成支援事業

1 農業法人設立推進活動

(1) 農業法人の設立推進のための普及啓発

法 人 化 説 明 会			
開 催 回 数	延 べ 参 加 者 数	参加者の募集方法	活 動 の 内 容
回	人		

そ の 他 の 普 及 活 動 内 容

(2) 農業法人設立相談・設立指導

設立相談件数	指 導 ・ 助 言 実 施 経 営 体		法 人 設 立 数
	うち専門家の関与		
件	経営体	経営体	件

- (注) 1 実績報告の場合は、専門家の関与数を記載すること。
 2 法人設立数については、相談・指導活動（過去の相談指導を含む。）により法人化に至った法人数を把握できる範囲で記載すること。

2 異業種等との提携推進活動

開 催 回 数	延 べ 参 加 者 数	うち農業法人等		うち異業種等
		人	人	
回	人			人

参 加 者 の 募 集 方 法	活 動 の 内 容
農業法人： 異業種等：	

3 経営基盤強化等調査

調査対象 経営体数	うち農業法人	うち法人化 志向農業者等	調査の内容
経営体	法人	経営体	

(注) 実績報告の場合は、調査報告書を添付すること。

4 企画調整活動

企画調整活動 実施者数	企画調整活動 実施者の所属	延べ活動日数	活動の内容
人		日	

5 地域相談・指導窓口（ファームオフィス）の専門指導員養成活動

(1) 専門指導員養成研修会の開催

開催回数	延べ参加者数	参加者の募集方法	研修の内容
回	人		

(2) 地域相談・指導窓口（ファームオフィス）への情報提供

情報提供活動の概要	実施時期	実施回数	備考
	月	回	

(3) 修了証書・プレート表示板交付

修了証書交付者数	プレート表示板交付数
人	枚

6 農業法人化支援活動

(1) 濃密指導活動

設立指導 申請件数	経営調査 実施件数	法人化計画書作成件数	指導・助言実施件数
		うち専門家の関与	うち専門家の関与
件	件	件	件

法人化計画書作成件数
うち専門家の関与
件

(注) 実績報告の場合は、専門家の関与数を記載すること。

(2) 法人設立アドバイザー活動

法人設立アド バイザー数	法人設立アド バイザーの所属	延べ活動日数	活動の内容

7 経営管理強化支援活動

(1) 法人経営等研修会開催

開催回数	延べ参加者数	参加者の募集方法	研修の内容
回	人		

(2) 経営指導

コンサル 申請件数	経営調査 実施法人数	経営診断書作成件数	指導・助言実施法人数
		うち専門家の関与	うち専門家の関与
件	法人	件	法人

経営診断の内容（主なもの）

(注) 実績報告の場合は、専門家の関与数を記載すること。

(3) 専門家の研修・情報交換への派遣

派遣人数	派遣者名	専門分野
人		

第4 農業雇用労働力確保支援事業

1 雇用体制整備事業

(1) 農業団体指導相談活動

指導相談活動の概要

事業実施主体：

事業実施主体の概要：

2 農業雇用研修実施活動

(1) 雇用研修活動

実施法人数	法人	雇用研修生募集	人
-------	----	---------	---

(雇用研修活動の具体的な内容)

(2) 実施状況等報告

(実施状況活動報告の内容)

その2

平成 年度農業法人等育成支援事業実施計画（実績）書

1 市町村名

2 事業の取組方針及び目的

3 事業の内容

(1) 法人化説明会の開催

開催回数	延べ参加者数
回	

(2) 相談・指導者間調整活動

対応回数	対応等の内容	受付窓口設置場所
回		

その3

平成 年度農業法人等育成支援事業実施計画（実績）書

1 事業実施主体

名	称	代 表 者 名	住 所

2 事業の取組方針及び目的

(注) 事業実施主体の経営発展に向けた阻害要因等の課題解決を図る観点から記載すること。

3 事業実施主体の概要

営 農 類 型	
構 成 員	名、 戸
農 業 法 人 設 立 年 月 日	年 月 日
農業経営改善計画の認定年月日	年 月 日
農 業 生 産 法 人 該 当 の 有 無	有 ・ 無
特 定 農 業 法 人 該 当 の 有 無	有 ・ 無 (特定農用地利用規程承認 年 月 日)

4 事業の内容

(1) マーケティング力向上実践活動

ア 市場調査実践活動

企 画 検 討 委 員 会

開催回数	委員の職業・所属等	参加者の職業・所属等	検討の内容
回			

消費需要動向把握活動		
活動回数	延べ参加者数	活動内容
回	人	

消費者アンケート調査		
調査先	調査件数	調査内容
	件	

先進経営体研究		
調査回数	延べ参加者数	調査先
回	人	

イ 特産品等商品の開発・加工実践活動

企画検討委員会			
開催回数	委員の職業・所属等	参加者の職業・所属等	検討の内容
回			

試 作 品 の 開 発			
開 発 委 員 の 職 業 ・ 所 属	使用する機械・器具等の種類		成分分析等の内容
		数 量	

試作品市場評価調査			
評価会の開催			
開催回数	評価者	実施方法	
回			

試作品市場評価調査			
提携企業等評価調査			評価報告書作成時期
調査方法	調査箇所数	調査先	

	箇所		月
--	----	--	---

商品化の検討			
商品化検討会			
開催回数	委員の職業・所属等	アドバイザーの職業・所属等	検討内容
回			

商品化の検討		
商品化協力の内容	成分分析等の内容	商品化報告書作成時期
		月

農産物加工技術研修		
研修回数	指導員の職業・所属等	研修内容
回		

先進経営体研究		
調査回数	延べ参加者数	調査先
回	人	

(2) コミュニケーション力向上実践活動

ア 広告宣伝実践活動

企画検討委員会			
開催回数	委員の職業・所属等	参加者の職業・所属等	検討の内容
回			

(注) 詳細に記載すること。

実践活動の内容

先 進 経 営 体 研 究		
調 査 回 数	延べ参加者数	調 査 先
回	人	

イ 異業種・地域内交流促進実践活動

企 画 検 討 委 員 会			
開 催 回 数	委員の職業・所属等	参加者の職業・所属等	検 討 の 内 容
回			

食 品 関 連 事 業 者 等 交 流 活 動		
調 査 回 数	食品関連事業者等の参加者数	実 施 内 容
回	人	

地 域 住 民 等 交 流 活 動		
調 査 回 数	地域住民等の参加者数	実 施 内 容
回	人	

都 市 住 民 等 交 流 活 動		
調 査 回 数	地域住民等の参加者数	実 施 内 容
回	人	

先 進 経 営 体 研 究		
調 査 回 数	延べ参加者数	調 査 先
回	人	

(3) 技術力向上実践活動

新品種・新技術導入実践活動

企 画 検 討 委 員 会			
開 催 回 数	委員の職業・所属等	参加者の職業・所属等	検 討 の 内 容
回			

減 農 薬 ・ 無 農 薬 栽 培 等 の 実 施				
試 作 栽 培 の 実 施		試 作 栽 培 等 研 修		
借上ほ場 面積	活動の内容	研 修 回 数	講師の職業・所属等	研 修 内 容
a		回		

減 農 薬 ・ 無 農 薬 栽 培 等 の 実 施		
講 習 会 等 へ の 参 加		
参 加 回 数	参 加 者 数	講 習 内 容
回	人	

新 品 種 ・ 新 規 作 物 導 入 等 の 実 践				
試 作 栽 培 の 実 施		試 作 栽 培 等 研 修		
借上ほ場 面積	活動の内容	研 修 回 数	講師の職業・所属等	研 修 内 容
a		回		

新 品 種 ・ 新 規 作 物 導 入 等 の 実 施		
講 習 会 等 へ の 参 加		
参 加 回 数	参 加 者 数	講 習 内 容
回	人	

先 進 経 営 体 研 究		
調 査 回 数	延べ参加者数	調 査 先
回	人	

注1 この様式は、農業法人育成総合支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 その1については北海道農業会議、その2については市町村、その3については農業法人が行う事業に使用すること。

農政第50号様式及び農政第51号様式を次のように改める。

農政第50号様式 削除

農政第51号様式（第3条2項、第5条第1項、第14条）

地域農業プラン推進事業計画（実績）書

その1

地域農業構造改革緊急対策推進事業

区 分	内 容	備考
(1) 地域農業構造改革プロジェクトチーム会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
(2) 地域農業構造改革計画予定地区説明会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
(3) 地域農業構造改革計画策定地区の総点検 ア アンケート調査の実施	(調査件数) 件	
イ 地域農業構造改革地区座談会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
ウ 地域農業構造改革プロジェクトチーム会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
(4) 構造改革計画策定地区における専門家等による相談活動等 ア 構造改革計画策定地区における専門家等による相談活動	(相談日数) (相談員数) 日 延べ 人	
イ 構造改革計画策定地区のリーダー等の育成研修会への参加	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
ウ 先進地視察	(視察場所) (視察内容)	
(5) 構造改革計画(案)説明会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
(6) 構造改革計画の推進会議への諮問・決定 ア 地域農業構造改革諮問会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
イ 構造改革計画の作成	(作成年月日)	
(7) 普及・啓発資料の作成	(作成部数) 部	
(8) 地域農業構造改革緊急対策推進全国大会への出席	(出席人員) 人	

その1については、市町村が行う事業に使用すること。

その2

地域農業構造改革緊急対策推進事業

区 分	内 容	備考
(1) 北海道農業協同組合中央会対策推進連絡会議の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
(2) 農業協同組合や農業集落に対する指導等 ア 現地指導・助言	(活動日数) (活動内容) 日	
イ 指導管理台帳の作成	(作成件数) 件	
(3) 地域農業構造改革推進員の活動 ア 地域農業構造改革推進員連絡会の開催	(開催時期) (開催回数) (参加人員) 月 回 延べ 人	
イ 普及・啓発活動	(活動日数) (活動内容) 日	
(4) 構造改革推進のための普及・啓発等 ア 普及・啓発活動	(活動日数) (活動内容) 日	
イ 全国対策推進連絡会議への出席	(出席人員) 人	
ウ 地域農業構造改革緊急対策推進全国大会への出席	(出席人員) 人	

その2については、北海道農業協同組合中央会が行う事業に使用すること。

注 この様式は、地域農業プラン推進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第101号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「農地開発事業、水田転換特別対策事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に改め、「田園地域マルチメディアモデル整備事業、」を削り、同注の3の事項中「、農地開発事業、水田転換特別対策事業」を、削り、「農地保全施設等を記載し、田園地域マルチメディアモデル整備事業にあっては、センター整備、伝送路設備、末端設備、基本サービス用設備、情報センターを記載すること。」を「農地保全施設等を記載すること。」に改め、同注の15の事項を削り、同様式中付表を削る。農政第101号様式その2を削り、農政第101号様式その3を農政第101号様式その2とし、

農政第101号様式その4を削る。

農政第104号様式の末尾欄外の注の1の(2)の事項を削り、同注の(3)の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、同事項を同注の(2)の事項とする。

農政第105号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の4の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改める。

農政第106号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の2の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改める。

農政第107号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の2の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改める。

農政第108号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の6の事項中「農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、同注の5の事項を削り、同注の6の事項を同注の5の事項とし、同注の7及び8の事項を1事項ずつ繰り上げる。

農政第109号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の2の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改める。

農政第110号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削り、同注の2の事項中「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、農村総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改める。

農政第111号様式の末尾欄外の注の1の事項中「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削る。

農政第112号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業、農地開発事業、」を削り、「農村総合整備事業、農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業、農村振興整備支援事業」に改め、「水田転換特別対策事業、」を削る。

農政第112号様式その2の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「及び基幹水利施設管理事業」を「、基幹水利施設管理事業及び国営造成水利施設保全対策事業」に改める。

農政第113号様式の末尾欄外の注の1の事項中「基幹施設管理強化対策事業、」を削り、「農地開発事業、水田転換特別対策事業、ふるさと水と土ふれあい事業、田園地域マルチメディアモデル整備事業」を「国営造成水利施設保全対策事業」に、「農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業」を「むらづくり総合整備事業、農村振興整備支援事業」に改め、「農村総合整備事業、」を削る。

農政第158号様式を次のように改める。

農政第158号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）書

農業経営基盤強化促進対策事業計画（実績）書

その1 市町村等が行う事業

1 農業経営体活性化事業

(1) 基本構想実践活動 (事業実施主体:)

ア 市町村経営・生産対策推進会議開催回数 回

イ 基本構想実践推進会議開催回数 回

ウ 基本構想推進アクションプログラム作成年月日 年 月 日

(2) 経営改善支援活動 (事業実施主体:)

ア 経営改善支援センターの名称 名称: _____

(ア) センターの区分 広域 ・ 地域

- (ウ) 交付対象面積
 a 基本額対象面積 m²
 b うち加算額対象面積 m²
- 4 遊休農地解消総合対策事業
- (1) 遊休農地有効活用対策事業 (事業実施主体：)
- ア 遊休農地活用計画策定事業
- (ア) 遊休農地所有者等に対するアンケート調査 年 月 日
 (イ) 集落座談会開催 年 月 日
 (ウ) 遊休農地活用計画検討会開催 年 月 日
 (エ) 遊休農地活用計画印刷 部
 (オ) 遊休農地活用計画説明会開催 年 月 日
- イ 遊休農地活用変更計画策定事業
- (ア) 遊休農地活用変更計画検討会開催 年 月 日
 (イ) 遊休農地活用変更計画印刷 部
 (ウ) 遊休農地活用変更計画説明会開催 年 月 日
- (2) 実践活動モデル事業 (事業実施主体：)
- ア 実践活動グループの育成
- (ア) 現地研修会の開催 年 月 日
 (イ) 活動報告会の開催 年 月 日
- (3) 集落機能活用事業 (事業実施主体：)
- ア 遊休農地活用集落計画検討会開催 年 月 日
 イ 遊休農地活用集落計画印刷 部
 ウ 遊休農地活用集落計画説明会開催 年 月 日
- (4) ボランティア活用モデル事業 (事業実施主体：)
- ア ボランティアの募集
- (ア) 募集時期 年 月 日
 (イ) 募集人数 人
- イ ボランティア説明会の開催 年 月 日
 ウ ボランティア研修会の開催 年 月 日
 エ ボランティア活動報告会の開催 年 月 日
- (5) 土地条件整備事業 (事業実施主体：)
- ア 簡易土地条件整備実施の有無 有 ・ 無
 イ 集落型土地条件整備事業実施の有無 有 ・ 無

その1については、市町村等が行う事業に使用すること。

その2 北海道農業会議が行う事業

1 農業経営体活性化事業

(1) 食のシンクタンク実践支援事業

ア 事業実施体制の整備

(ア) 農業経営支援機構（又は設立準備事務局）の設置 年 月 日

(イ) 農業経営支援活動調整員 氏名（役職名）： _____

イ 農業経営体活性化推進会議の開催

(ア) 開催時期 年 月

(イ) 開催日数 延べ 日

(ウ) 参加人員 延べ 人

ウ 情報収集・提供活動の実施

(ア) マーケット・リサーチ活動

a 活動時期 年 月

b 活動日数 延べ 日

c 活動人数 延べ 人

(イ) 情報収集提供活動

a 活動時期 年 月

b 活動日数 延べ 日

c 活動人数 延べ 人

(ウ) 経営戦略相談活動

a 活動日数 年 月

b 活動人数 延べ 日

エ 農業経営再構築事例集作成部数 延べ 人

(2) 基本構想実践活動

ア 基本構想実践推進会議開催

(ア) 開催時期 年 月

(イ) 開催日数 延べ 日

(ウ) 参加人員 延べ 人

(エ) 会議内容 _____

イ 基本構想アクションプログラム指針作成等ブロック検討会開催

(ア) 開催時期 年 月

(イ) 開催日数 延べ 日

(ウ) 参加人員 延べ 人

(エ) 会議内容 _____

ウ 基本構想推進連絡活動

(ア) 活動時期	年	月	(イ) 活動日数	延べ	日	(イ) 活動日数	延べ	日
(イ) 活動日数	延べ	日	(ウ) 活動人員	延べ	人	(ウ) 活動人員	延べ	人
(ウ) 活動人員	延べ	人	(エ) 情報処理件数	延べ	件	(エ) 情報処理件数	延べ	件
(エ) 推進指導箇所及び指導内容			コ 経営管理能力向上講習会開催					
(3) 経営改善支援活動			(ア) 開催時期	年	月	(ア) 開催時期	年	月
ア 市町村担当者会議開催			(イ) 開催日数	延べ	日	(イ) 開催日数	延べ	日
(ア) 開催時期	年	月	(ウ) 参加人員	延べ	人	(ウ) 参加人員	延べ	人
(イ) 開催日数	延べ	日	サ 現地指導活動			(ア) 活動時期	年	月
(ウ) 参加人員	延べ	人	(イ) 活動日数	延べ	日	(イ) 活動日数	延べ	日
イ 認定農業者等交流会開催			(ウ) 活動人員	延べ	人	(ウ) 活動人員	延べ	人
(ア) 開催時期	年	月	(エ) 指導箇所及び指導内容					
(イ) 開催日数	延べ	日	2 農地流動化地域総合推進事業					
(ウ) 参加人員	延べ	人	(1) 現地指導活動					
ウ 優良事例報告会開催			ア 農地流動化地域総合推進事業					
(ア) 開催時期	年	月	(ア) 活動時期	年	月			
(イ) 開催日数	延べ	日	(イ) 活動日数	延べ	日			
(ウ) 参加人員	延べ	人	(ウ) 活動人員	延べ	人			
エ 農業経営指導者養成活動講習会開催			(エ) 指導箇所及び指導内容					
(ア) 開催時期	年	月	(オ) 助言者の有無	有（助言者氏名：_____）		無		
(イ) 開催日数	延べ	日	イ 農地利用集積実践事業					
(ウ) 参加人員	延べ	人	(ア) 活動時期	年	月			
オ 農業経営指導者（スペシャリスト）配置	人		(イ) 活動日数	延べ	日			
カ 農業経営診断会議開催			(ウ) 活動人員	延べ	人			
(ア) 開催時期	年	月	(エ) 指導箇所及び指導内容					
(イ) 開催日数	延べ	日	(オ) 助言者の有無	有（助言者氏名：_____）		無		
(ウ) 参加人員	延べ	人	ウ 認定農業者農地集積調整事業					
(エ) 診断資料作成部数	部		(ア) 活動時期	年	月			
キ 経営相談会開催			(イ) 活動日数	延べ	日			
(ア) 開催時期	年	月	(ウ) 活動人員	延べ	人			
(イ) 開催日数	延べ	日	(エ) 指導箇所及び指導内容					
(ウ) 参加人員	延べ	人	(オ) 助言者の有無	有（助言者氏名：_____）		無		
ク 法人組織活動推進シンポジウム等へのスペシャリスト等の派遣			(2) ハンドブックの作成（以下対象事業ごとに記載）					
派遣人数	延べ	人	ア 対象事業					
ケ 経営実態情報収集・提供活動			イ 作成部数			部		
(ア) 活動時期	年	月						

イ 開催日数	延べ	日
ウ 参加人員	延べ	人

その2については、北海道農業会議が行う事業に使用すること。

注 この様式は、農業経営基盤強化促進対策事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

集積実施団体名：

(単位: m^2)

[illegible]

(単位：円)

[illegible]

6年以上 10年未満													
10年以上													
計													

（参考）農業生産振興タイプに該当する交付対象農地の該当項目の状況
（単位：㎡）

権利設定 等 期 間	土地利用型作物生産振興			耕地利用率向上		耕 作 放 棄 地 活 用		
	貸借権 設 定	期 間 借 地	農作業 受委託	貸借権 設 定	農作業 受委託	貸借権 設 定	期 間 借 地	農作業 受委託
2年以上 3年未満								
3年以上 6年未満								
6年以上 10年未満								
10年以上								
計								

- 注 1 本表は集積実施団体ごとに作成すること。
- 2 上記（参考）表中の各欄は、交付対象農地が該当する項目すべてについて記載すること。
なお、交付対象農地が表中の各欄の複数の項目に該当する場合であっても、農業生産振興タイプとしての加算は1つとする。

北海道告示第1024号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により、三石町農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成15年 6 月 3 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 農地保有合理化法人の名称
2 変 更 の 内 容
3 承 認 年 月 日
- 三石町農業協同組合
基準面積及び目標面積の変更並びに営農類型の追加
平成15年 5 月22日

北海道告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年 6 月 3 日

北海道知事 高 橋 はるみ

門別町土地改良区

就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
就任	平成15. 5.20	理 事	藤原 恒男	沙流郡門別町字旭町67番地の 2
同	同	同	姉川 規晃	同 字豊田92番地 2

就任	平成15. 5.20	理 事	奥山 喜義	新冠郡新冠町字美宇2番地
同	同	同	坪田 信作	沙流郡門別町字豊郷258番地の4
同	同	同	上田 和弘	同 字清島146番地
同	同	同	郡司 啓	同 富川東2丁目1番41号
同	同	監 事	竹島 幸治	同 字庫富136番地の1
同	同	同	田中 義光	同 字正和237番地4
退任	同 15. 5.19	理 事	藤原 恒男	同 字旭町67番地の2
同	同	同	田中 義光	同 字正和237番地4
同	同	同	小野寺 昇	新冠郡新冠町字美宇201番地の3
同	同	同	郡司 啓	沙流郡門別町富川東2丁目1番41号
同	同	同	上田 和弘	同 字清島146番地
同	同	同	中川 重光	同 字賀張53番地の2
同	同	監 事	竹島 幸治	同 字庫富136番地の1
同	同	同	姉川 規晃	同 字豊田92番地2

訓子府土地改良区

就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
就任	平成15. 5.11	理 事	深 見 定 雄	常呂郡訓子府町東町327番地
同	同	同	清 井 敏 行	同 字西富100番地2
同	同	同	柴 田 隆	同 字弥生144番地3
同	同	同	齋 藤 隆	同 字清住138番地
同	同	同	長谷川喜代司	同 字実郷187番地5
同	同	同	中 田 正 美	同 字穂波161番地
同	同	同	仁 義 則 幸	同 字日出248番地
退任	同 15. 5.10	同	深 見 定 雄	同 東町327番地
同	同	同	清 井 敏 行	同 字西富100番地2
同	同	同	柴 田 隆	同 字弥生144番地3
同	同	同	齋 藤 隆	同 字清住138番地
同	同	同	長谷川喜代司	同 字実郷187番地5

北海道告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成15. 5.23 富良野土地改良区
同 15. 5.26 浦河町土地改良区

北海道告示第1027号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成15年6月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
郊 南	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きょ、客土）	北海道十勝支庁
千 代 田	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工）	同
美里別西上	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ）	同

北海道告示第1028号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
富 士 見	一般農道整備（過疎基幹）	平成14. 9.30
問 寒 別	同（集乳農道）	同 14.11.29
上 問 寒	同	同 14. 6.20
中 央	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同 14.12.16

北海道告示第1029号

平成15年度北海道立農業大学校の研修部門における研修を次のとおり実施する。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 無人ヘリコプター操作技能研修

(1) 研 修 期 間 1 回目 平成15年10月20日（月）から31日（金）まで

- (2) 募集定員 2回目 平成15年12月1日（月）から12日（金）まで
各回15人
- (3) 研修目的 産業用無人ヘリコプターの操作及び構造、関係法規、作業の方法等について、社団法人農林水産航空協会が認定するオペレーターとして必要な知識及び技能を習得する。

(4) 研修内容

区 分	研修形態	対象機種	研 修 内 容	日数等	場 所
1 回目	集合研修	RMAX	航空力学、航空法、電波法、無人ヘリコプターの概要と構造、オペレーション演習、作業安全と運行方法、薬剤散布方法、検定試験	10日間	北海道立農業大学校
2 回目		YH300 AYH-3			

- (5) 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者
- (6) 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、市町村又は地域の農業改良普及センター等に提出すること。
市町村長又は農業改良普及センター所長等は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行う。
受講願書は農業改良普及センターを経由し、北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。
- ア 受付期間 1 回目 9月1日（月）から19日（金）まで
2 回目 10月20日（月）から11月10日（月）まで
- イ 提出書類 受講願書（道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農協で配布する。）
- (7) 受講者の選考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- (8) そ の 他
- ア 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費（食費）、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。
- イ 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
- ウ 問い合わせは、北海道立農業大学校（電話 01562 - 4 - 2121番（内線 245番）郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1）又は支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

北海道告示第1030号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
造林事業管理システムに係る汎用コンピュータと接続する端末機、プリンタ及び周辺機器等（1月当たりの単価）
汎用コンピュータと接続する端末機、プリンタ及び周辺機器等 15式
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年9月1日（月）
- (4) 契約期間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。
- (5) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃貸借物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年6月3日から17日まで（土曜日及び日曜日を除く。
午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部森林整備課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林整備課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁10階水産林務部1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年6月27日（金）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札説明書交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林整備課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部森林整備課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 622

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1031号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所 茅部郡南茅部町字川汲2085（次の図に示す部分に限る。）
在場所

2 指 定 の 目 的 魚つき

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1032号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所 厚岸郡厚岸町太田宏陽1の2・大字太田村17の7（以上2筆に
在場所 ついて次の図に示す部分に限る。）2 保安林として指定さ 霧害の防備
れた目的

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1033号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町上然別西9線18の15・18の16・18の22・18の70・18の72（以上5筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1034号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 帯広市広野町243の1（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解除の理由 排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1035号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計トータルシステムプログラム改修業務委託 一式	2 随意契約の相手方を決定した日 平成15年5月15日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 4 随意契約に係る契約金額 47,565,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
	公 表
	札幌中小労連・地域労働組合 執行委員長 高桑 史嘉から、平成15年5月21日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 事 件 (1) 賃上げ等の要求に関する係争 (2) その他の要求に関する係争 2 日 時 平成15年6月5日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間 3 場 所 協業組合公清企業において、札幌中小労連・地域労働組合の組合員が従事する全職場 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。 全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成15年5月26日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ

1 事 件 (1) 労働条件等の要求に関する係争 (2) 夏季一時金等の要求に関する係争 (3) その他の要求に関する係争 2 日 時 平成15年6月6日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間 3 場 所 伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。 旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、平成14年5月22日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成15年6月3日 北海道知事 高 橋 はるみ	イ 住 所 東京都港区芝五丁目29番11号 (2)ア 氏 名 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 イ 住 所 東京都港区芝浦1丁目2番1号 4 落札金額（1月当たり単価） (1) 389,600円 (2) 213,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁宗谷教育局告示第7号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目2番27号
道教育庁宗谷教育局告示	道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 北海道選挙管理委員会告示第61号 平成15年5月26日開催の平成15年第11回北海道選挙管理委員会において、次の者が北海道選挙管理委員会委員長に選挙された。 平成15年6月3日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 氏 名 土 屋 良 三 住 所 美唄市西3条南3丁目5-20 北海道選挙管理委員会告示第62号 昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。 平成15年6月3日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 「女満別シティー病院 網走郡女満別町字中央64番地の 平6.5.19」を 「女満別中央病院 網走郡女満別町西4条4丁目1 平15.5.26」に改める。
北海道教育庁宗谷教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年6月3日 北海道教育庁宗谷教育局長 松 本 昭 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 一式 74台（普通科） (2) 同 32台（職業科） 2 落札を決定した日 平成15年5月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社	道 地 方 労 働 委 員 会 訓 令

北海道地方労働委員会訓令第1号

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月3日

北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「、書留」及び「（以下「親展等文書」という。）」を削り、同項第4号中「親展等文書」を「書留扱い（現金書留、引受時刻証明、配達証明、代金引換及び特別送達を含む。以下同じ。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同条第2条第2項に規定する信書便（第35条において「信書便」という。）の役務のうち書留扱いに準ずるものとして事務局長が定めるものによる文書」に改める。

第18条第2項中「特殊文書収受簿に登記した親展等文書」を「親展その他開封することが不適当と認められる文書」に改める。

第32条第1項中「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第34条を削り、第35条を第34条とする。

第36条中「郵便」の次に「又は信書便」を加え、同条を第35条とし、第37条を第36条とし、第38条を第37条とし、同条の次に次の1条を加える。

（編集の方法）

第38条 完結文書並びに完結文書以外の文書のうち、決定を要しない文書にあっては報告済みのもの、決定を要する文書で施行を要しないものにあっては決定済みのもの及び施行を要するものにあっては施行済みのもの（以下「未完結文書」という。）の編集は、次に定めるところにより主務課においてしなければならない。

- (1) 文書分類表の分類項目（以下単に「分類項目」という。）ごとに区分すること。ただし、2以上の分類項目にわたる完結文書は、その主たる分類項目に区分すること。
- (2) 4月1日から5月31日までの間の文書で前会計年度に属する歳入又は歳出に係るものは、前会計年度に区分すること。
- (3) 台帳、帳簿その他の常時業務に使用する文書及び訴訟関係文書その他の数年にわたる事案に係る文書は、一括すること。
- (4) 第2号に掲げる文書以外の文書にあっては、会計年度（暦年により処理する文書にあっては、暦年）ごとに区分すること。

第39条を次のように改める。

（製本の方法）

第39条 前条の規定により編集した完結文書は、保存期間の起算日から30日を経過する日までに次に定めるところにより主務課において製本しなければならない。ただし、主務課長が必要があると認める完結文書にあっては、当該事案が完結した日後速やかに製本するものとする。

- (1) 厚さは、6センチメートルを標準とすること。ただし、保存期間が10年未満の完結文書及び厚さ6センチメートルを標準とすることが適当でない完結文書については、この限りでない。
- (2) 別記第9号様式の文書目録を付けること。ただし、保存期間が10年未満の文書及び文書目録を付けないことに相当の理由がある完結文書については、この限りでない。
- (3) 別記第9号様式の2の表紙及び別記第9号様式の3の背表紙を付けること。
- (4) 同一分類項目の完結文書を分冊して製本した場合は、1冊ごとに当該分類項目の全冊数及び分冊番号を前号の表紙及び背表紙に記入すること。

2 前条の規定により編集した未完結文書には、前項第3号の表紙及び背表紙に準じた表紙及び背表紙を付けなければならない。

別表第3中「第37条関係」を「第36条関係」に改め、同表の台帳・簿冊等の名称の項中「不当労働行為命令、決定事件記録」を「不当労働行為事件記録簿（命令・決定）」に、「不当労働行為取下、和解事件記録」を「不当労働行為事件記録簿（取下・和解）」に、「行政訴訟関係書類」を「行政訴訟事件記録簿」に、「資格審査決定事件記録」を「資格審査事件記録簿（決定）」に、「資格審査取下げ・打切り事件記録」を「資格審査事件記録簿（取下・打切）」に、「労働協約の地域的一般的拡張適用事件台帳」を「労働協約拡張適用事件台帳」に、「労働協約の地域的一般的拡張適用事件記録」を「労働協約拡張適用事件記録簿」に、「労調法第37条違反事件台帳」を「争議行為予告違反被疑事件台帳」に、「労調法第37条違反事件記録」を「争議行為予告違反被疑事件記録簿」に、「地公労法第5条第2項の認定告示事件台帳」を「認定告示事件台帳」に、「地公労法第5条第2項の認定告示事件記録」を「認定告示事件記録簿」に改める。

別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

別記第9号様式の2（第39条関係）
（表紙）

平成 年（度）完結	分類記号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類
			年保存		平成 年（度）廃棄
台帳・簿冊の名称					
(冊（箱）のうち第 号)					
文書主管課引継（時期）		不 要 ・ 要 （平 成 年（度））			
保 存 の 延 長 期 間		平成 年（度）～ 平成 年（度）			
簿冊（箱）番号		備考			

北海道地方労働委員会事務局 課

別記第9号様式の3（第39条関係）
（背表紙）

平成 年（度）完結				
分類記号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類
年保存				
平成 年（度）廃棄				
(冊（箱）のうち第 号)	台帳・簿冊の名称			
簿冊（箱）番号				
備考				

北海道地方労働委員会事務局 課

附 則

この訓令は、平成15年6月3日から施行する。

北海道地方労働委員会訓令第2号

北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月3日

北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫

北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令
北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この訓令は、平成15年6月3日から施行する。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成15年6月3日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1(1) 事件名
平成15年（収）第2号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件

(2) 起業者の名称
国土交通大臣

(3) 事業の種類
一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭和四丁目地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者			土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所	在 地 番 地 目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示	受 付 年 月 日	種 類	
函館市昭和2丁目	260番14	畑	276	276.00	94.89	宮 口 吉三郎	函館市昭和2丁目45番28号	なし	なし	なし	

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日
平成15年5月23日

2(1) 事件名
平成15年（収）第2号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者			土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所	在 地 番 地 目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示	受 付 年 月 日	種 類	
函館市昭和2丁目	262番2	宅 地	211.35	218.01	35.44	共有持分3分の2 石 神 恒	函館市昭和2丁目46番17号	なし	なし	なし	
					共有持分3分の1 石 神 トミエ	函館市昭和2丁目46番17号					

平成15年6月3日（火曜日）

北 海 道 公 報

第1472号 29

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日
平成15年5月23日

3(1) 事件名
平成15年（収）第3号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件

(2) 起業者の名称
国土交通大臣

(3) 事業の種類
一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭和四丁目地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地							土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人				権 利 の 表 示					
所	在	地	番	地	目	登記簿 上の地 積(㎡)	実測地 積(㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏	名	住	所	氏	名	住	所	受 付 年 月 日	種 類
函館市昭和 3 丁目			297番	畑		230	230.51	12.76	別表のとおり				(亡)柳町三治郎相続人 面 村 ハツエ			函館市昭和 3 丁目14番 3 号	昭和39年 4 月23日 第7936号	抵当権
													(亡)柳町三治郎相続人 加 登 恵 子			函館市昭和 4 丁目27番34号		
													(亡)柳町三治郎相続人 柳 町 光 徳			函館市桔梗町403番地の 1		
													(亡)柳町三治郎相続人 柳 町 八 生			函館市桔梗町403番地の 1		

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日
平成15年5月23日

別表

持 分		割	土 地 所 有 者 名 簿		所
持分	持分	持分	氏 名	住	所
持分48分の6	(亡) 澁谷辰五郎 相続人	法定相続持分	2 分の 1	澁 谷 信 子	函館市昭和4丁目33番1号
同		法定相続持分	2 分の 1	澁 谷 政 子	函館市昭和4丁目33番1号
持分48分の6	(亡) 酒井由次郎 相続人			日 景 栄 子	亀田郡大野町字開発150番地の3
持分48分の6	(亡) 澁谷 ㊦ 太郎 相続人	法定相続持分	4200分の40	小 向 清 治	函館市亀田本町27番1号
同		法定相続持分	4200分の40	小 向 勝 治	上磯郡上磯町七重浜4丁目27番20号
同		法定相続持分	4200分の40	小 向 明	亀田郡戸井町字小安町4番地の7
同		法定相続持分	4200分の60	小 向 イエ子	函館市亀田本町32番11号
同		法定相続持分	4200分の30	小 向 恵 子	函館市亀田本町32番11号
同		法定相続持分	4200分の30	小 向 馨	茨城県古河市大字大山1524番地の6
同		法定相続持分	4200分の120	中 村 ミサオ	函館市深堀町39番2号
同		法定相続持分	4200分の120	酒 井 ヨツミ	札幌市西区西野3条9丁目2番7号
同		法定相続持分	4200分の120	小 向 トミヲ	神奈川県相模原市橋本3丁目10番1号
同		法定相続持分	4200分の120	薩 来 絹 代	札幌市西区発寒10条4丁目8番7号
同		法定相続持分	4200分の120	小 向 春 夫	函館市谷地頭町30番8号

持分48分の6（亡）澁谷 亘太郎 相続人	法定相続持分	4200分の105	澁 谷 誠 一	函館市昭和4丁目30番9号
同	法定相続持分	4200分の105	田 島 リツエ	亀田郡大野町本町406番地の2
同	法定相続持分	4200分の105	澁 谷 光 夫	東京都足立区足立4丁目39番8号
同	法定相続持分	4200分の105	木 村 キヨ子	函館市昭和3丁目12番31号
同	法定相続持分	4200分の105	面 村 征 幸	函館市昭和4丁目33番22号
同	法定相続持分	4200分の105	坂 野 カツエ	神奈川県横浜市都筑区川和台40番19号
同	法定相続持分	4200分の105	袴 田 ミサオ	函館市石川町247番地の8
同	法定相続持分	4200分の105	横 澤 静 子	埼玉県川口市芝富士2丁目2番10号 第3芝富士ハイツ303号
同	法定相続持分	4200分の168	三 嶋 ヤエ子	亀田郡七飯町字鶴野148番地の3
同	法定相続持分	4200分の168	澁 谷 幸 夫	函館市桔梗3丁目7番11号
同	法定相続持分	4200分の168	澁 谷 功	函館市昭和1丁目35番8号
同	法定相続持分	4200分の168	澁 谷 時 夫	小樽市望洋台1丁目12番31号
同	法定相続持分	4200分の168	澁 谷 正 夫	函館市昭和3丁目14番11号
同	法定相続持分	4200分の168	丹 野 千恵子	函館市東山3丁目29番32号
同	法定相続持分	4200分の168	関 谷 和 子	函館市神山3丁目6番13号
同	法定相続持分	4200分の168	今 トシ子	上磯郡上磯町七重浜3丁目4番19号
同	法定相続持分	4200分の168	中野崎 敬志郎	函館市広野町1番7号
同	法定相続持分	4200分の168	中野崎 敏二郎	函館市美原1丁目13番20号
同	法定相続持分	4200分の840	澁 谷 末 吉	函館市昭和1丁目4番1号
持分48分の6			小笠原 正 一	函館市昭和4丁目41番3号
持分48分の6（亡）立蔵仁太郎 相続人	法定相続持分	30240分の1008	山 崎 芳 一	様似郡様似町西町72番地
同	法定相続持分	30240分の1008	山 崎 信 光	様似郡様似町錦町8番地
同	法定相続持分	30240分の1008	山 崎 芳 枝	不 明（最後の住所 神奈川県横須賀市三春町4丁目28）
同	法定相続持分	30240分の1008	高 橋 栄 子	札幌市北区北22条西4丁目2番8 - 301号
同	法定相続持分	30240分の504	山 崎 澄 子	札幌市北区太平5条2丁目6番13号
同	法定相続持分	30240分の252	山 崎 洋 一	札幌市北区太平5条2丁目6番13号
同	法定相続持分	30240分の252	山 崎 賢 二	札幌市厚別区厚別東3条4丁目7番23号
同	法定相続持分	30240分の560	藤 本 トヨ子	函館市本通1丁目3番7号
同	法定相続持分	30240分の1120	若 松 スミ子	上磯郡上磯町追分2丁目12番36号
同	法定相続持分	30240分の1120	立 蔵 義 行	函館市美原3丁目55番2号
同	法定相続持分	30240分の560	立 蔵 竹 子	函館市美原3丁目56番16号
同	法定相続持分	30240分の560	鷺 順 子	東京都大田区西嶺町32番15号 ロイヤルヒルズ102
同	法定相続持分	30240分の280	荒 井 春 美	千葉県千葉市緑区椎名崎町189番地10 メヌエット81 - 207号
同	法定相続持分	30240分の1120	大 國 ミ ツ	函館市昭和3丁目32番28号
同	法定相続持分	30240分の720	葛 西 タミ子	亀田郡大野町字開発376番地

持分48分の6（亡）立蔵仁太郎 相続人	法定相続持分	30240分の720	山 崎 忠 夫	函館市昭和3丁目36番8号
同	法定相続持分	30240分の720	山 崎 日出男	宮城県仙台市泉区将監4丁目13番13号
同	法定相続持分	30240分の720	山 崎 美和子	函館市日乃出町22番1 - 112号
同	法定相続持分	30240分の720	山 崎 ヨシ子	神奈川県川崎市川崎区藤崎2丁目4番5号 石崎方
同	法定相続持分	30240分の720	盛 吉 イミ子	神奈川県愛甲郡愛川町棚澤845番地の5
同	法定相続持分	30240分の720	岩 館 トシ子	札幌市厚別区青葉町8丁目8番2 - 407号
同	法定相続持分	30240分の2100	梅 村 光 子	札幌市南区南沢3条1丁目7番8号
同	法定相続持分	30240分の1470	杉 澤 和 子	函館市石川町65番地の36
同	法定相続持分	30240分の735	杉 澤 昌 弘	函館市桔梗2丁目30番11号
同	法定相続持分	30240分の735	杉 澤 徳 和	函館市石川町65番地の37
同	法定相続持分	30240分の2520	立 蔵 ハ ル	函館市昭和3丁目34番18号
同	法定相続持分	30240分の504	伊 藤 鈴 子	亀田郡七飯町字峠下277番地の1
同	法定相続持分	30240分の252	立 蔵 邦 子	東京都小金井市緑町5丁目2番18 - 211号 コート武蔵小金井マンション
同	法定相続持分	30240分の252	神 谷 純 恵	東京都板橋区小豆沢4丁目19番13号 シティフラッツ小豆沢503
同	法定相続持分	30240分の504	立 蔵 政 敏	函館市昭和3丁目34番18号
同	法定相続持分	30240分の504	吉 田 みき子	函館市本通2丁目7番22号
同	法定相続持分	30240分の504	立 蔵 信 博	東京都調布市深大寺元町1丁目11番地1 深大寺町市街地住宅1107号
同	法定相続持分	30240分の1680	島 洋 子	函館市日吉町3丁目10番2号
同	法定相続持分	30240分の840	立 蔵 緑	埼玉県上尾市大字瓦葺2186番地4
同	法定相続持分	30240分の210	高 橋 里 美	千葉県市川市市川2丁目12番23号 リバーハイツ201号
同	法定相続持分	30240分の210	高 橋 武 史	白老郡白老町川沿2丁目1番4 - 306号 美園団地G棟306号
同	法定相続持分	30240分の210	立 蔵 昇 一	埼玉県上尾市大字瓦葺2186番地4
同	法定相続持分	30240分の210	立 蔵 美 幸	埼玉県上尾市大字瓦葺2186番地4
同	法定相続持分	30240分の1680	立 蔵 隆	函館市桔梗町435番地242
持分48分の3			日 野 イ ツ	函館市昭和1丁目13番8号
持分48分の3（亡）佐々木 勇 相続人			佐々木 富 子	札幌市清田区北野5条5丁目12番9号
持分48分の6			鈴 木 勇	函館市昭和3丁目14番16号
持分48分の6（亡）西村喜一郎 相続人	法定相続持分	4分の2	西 村 みどり	函館市本通4丁目8番5号
同	法定相続持分	4分の1	西 村 竹 彦	函館市本通4丁目8番5号
同	法定相続持分	4分の1	西 村 司	函館市本通4丁目5番3号

4(1) 事件名

平成15年（収）第4号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭和四丁目地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所 在 地 番 地 目	登記簿上の地積(㎡)	実測地積(㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		
								受 付 年 月 日 番 号	種 類	
北海道 函館市昭和2丁目	260番16 公衆用 道 路	66	66.00	18.21	持分10分の2 宮 口 吉三郎	函館市昭和2丁目45番28号 (260番16の登記簿上 亀田郡亀田町字昭和260番地11) (261番2の登記簿上 函館市昭和町260番地11)	なし	なし	なし	なし
					持分10分の1 (亡)西 野 定次郎 相続人 (法定相続持分12分の6)西 野 ミ ツ (法定相続持分12分の1)辻 永 サツ子 (法定相続持分12分の1)西 野 秀 治 (法定相続持分12分の1)西 野 良 治 (法定相続持分12分の1)西 野 敏 晴 (法定相続持分12分の1)野 月 紀 夫 (法定相続持分12分の1)加賀谷 美 子	函館市昭和2丁目33番5号 札幌市白石区菊水7条1丁目1番13号 ハイツ山201号 函館市堀川町2番13号 札幌市西区平和2条7丁目7番8号 函館市昭和2丁目33番5号 札幌市北区新琴似10条7丁目4番8号 青森県青森市浪館前田1丁目21番24号 コーポ秋元A棟1号室				
					持分10分の1 西 野 リ サ	函館市昭和2丁目45番19号 (260番16の登記簿上 亀田郡亀田町字昭和260番地3) (261番2の登記簿上 函館市昭和町260番地3)				
					持分10分の1 西 野 和 夫	函館市昭和2丁目45番21号 (260番16の登記簿上 亀田郡亀田町字昭和143番地) (261番2の登記簿上 函館市昭和町143番地)				
					持分10分の1 今 川 百合子 (登記簿上 西野百合子)	函館市昭和2丁目45番19号 (260番16の登記簿上 亀田郡亀田町字昭和260番地3) (261番2の登記簿上 函館市昭和町260番地3)				
					持分10分の1 西 野 作次郎	函館市昭和4丁目18番16号 (260番16の登記簿上 亀田郡亀田町字昭和143番地14) (261番2の登記簿上 函館市昭和町143番地14)				
					持分10分の3 池 森 初 彰	函館市昭和2丁目45番25号 (登記簿上 函館市昭和町260番地6)				
別添図面省略										
(5) 裁決手続開始決定の年月日 平成15年5月23日						(3) 事業の種類 一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭和四丁目地内まで）				
5(1) 事件名 平成15年（収）第4号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件						(4) 裁決手続開始を決定する土地				
(2) 起業者の名称 国土交通大臣										

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人	
所 在 地 番 地 目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名 住	所	氏 名 住	所	権 利 の 表 示	受 付 年 月 日 種 類
北海道 函館市昭和2丁目	261番3 宅 地	158.80	167.51	46.83	而野 ミツ	函館市昭和2丁目33番5号	なし	なし	なし
別添図面省略									
(5) 裁決手続開始決定の年月日 平成15年5月23日						(2) 起業者の名称 国土交通大臣			
6(1) 事件名 平成15年（収）第5号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件						(3) 事業の種類 一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭和四丁目地内まで）			
						(4) 裁決手続開始を決定する土地			

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人	
所 在 地 番 地 目	登記簿上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名 住	所	氏 名 住	所	権 利 の 表 示	受 付 年 月 日 種 類
北海道 函館市昭和2丁目	185番2 宅 地	110.43	110.43	24.99	別表のとおり	別表のとおり	なし	なし	なし
別添図面省略									
(5) 裁決手続開始決定の年月日 平成15年5月23日									

別表									
土 地 所 有 者 一 覧 表									
持 分 氏 名 住 所									
持分11分の1（亡）神原輝司相続人		法定相続持分6分の3		神 原 幸 子		函館市昭和2丁目11番31号			
同		法定相続持分6分の1		神 原 雅 恵		函館市昭和2丁目11番31号			
同		法定相続持分6分の1		神 原 隆 司		函館市昭和2丁目11番31号			
同		法定相続持分6分の1		神 原 秀 俊		函館市昭和2丁目11番31号			
持分11分の1（亡）北 久男相続人		法定相続持分5分の1		北 元 夫		函館市昭和2丁目11番26号			
同		法定相続持分5分の1		鍵 谷 スミ子		香川県観音寺市池之尻町1101番地4			
同		法定相続持分5分の1		野 呂 悦 子		栃木県下都賀郡壬生町幸町一丁目19番5号			
同		法定相続持分5分の1		福 島 リツ子		函館市上湯川町30番7 - 202号			
同		法定相続持分5分の1		北 貞 夫		千葉県習志野市谷津6丁目19番5 - 206号			
持分11分の1（亡）赤石良一相続人		法定相続持分6分の3		赤 石 照 子		函館市昭和2丁目11番24号			
同		法定相続持分6分の1		吉 村 啓 子		神奈川県横浜市港北区新吉田町1555番地			
同		法定相続持分6分の1		山 本 恵美子		札幌市北区太平3条5丁目3番5号			
同		法定相続持分6分の1		赤 石 修		函館市戸倉町2番4号			

持分11分の1（亡）中村栄治相続人	法定相続持分28分の14	中村 ともあ	函館市昭和2丁目11番28号
同	法定相続持分28分の2	中村 雄大	函館市末広町11番1 - 501号
同	法定相続持分28分の2	白根 工イ	函館市人見町11番15号
同	法定相続持分28分の1	多胡 眞弓	東京都町田市本町田1431番地27
同	法定相続持分28分の1	佐藤 雅美	東京都町田市本町田1431番地27
同	法定相続持分28分の2	佐藤 光子	東京都練馬区小竹町2丁目73番10号
同	法定相続持分28分の2	中村 誠治	函館市人見町11番15号
同	法定相続持分28分の2	中村 學	札幌市南区石山2条8丁目2番12号 石山病院
同	法定相続持分28分の2	濱野 トワ	函館市昭和2丁目11番28号
持分11分の1（亡）東三次郎相続人	法定相続持分8分の4	東 サト	函館市昭和2丁目11番29号
同	法定相続持分8分の1	筒井 玲子	札幌市東区北14条東15丁目1番57号
同	法定相続持分8分の1	東 幸一	函館市昭和2丁目11番29号
同	法定相続持分8分の1	佐藤 幸子	函館市富岡町2丁目8番15号
同	法定相続持分8分の1	東 幸雄	旭川市豊岡1条1丁目3番11号301
持分11分の1		堀 良明	栃木県小山市美しが丘3丁目12番地9（登記簿上 函館市昭和町184番地6）
持分11分の1（亡）川筋たま相続人	法定相続持分2分の1	川 筋 艶子	函館市海岸町10番2号
同	法定相続持分2分の1	佐藤 美智子	札幌市西区西野1条8丁目1番31号
持分11分の1		岩山 玉男	函館市昭和2丁目11番33号（登記簿上 函館市昭和町185番地）
持分11分の1（亡）谷地力三相続人	法定相続持分20分の2	渋谷 トシ	函館市陣川町88番地の3
同	法定相続持分20分の1	谷地 榮子	函館市昭和4丁目2番4号
同	法定相続持分20分の1	谷地 正	函館市昭和4丁目2番4号
同	法定相続持分20分の2	谷地 幸作	函館市昭和2丁目28番21号
同	法定相続持分20分の1	石崎 栄子	札幌市北区北31条西12丁目2番1 - 505号
同	法定相続持分20分の1	谷地 政章	不 明 （最後の住所 東京都江戸川区東瑞江2丁目18番地 瑞江組）
同	法定相続持分20分の2	谷地 正芳	函館市湯川町2丁目22番5号
同	法定相続持分20分の1	杉原 建一	東京都足立区入谷九丁目30番23号
同	法定相続持分20分の1	杉原 礼子	埼玉県川口市並木4丁目22番7号 ソレイユ並木103号
同	法定相続持分20分の2	谷地 重成	函館市昭和4丁目1番7号
同	法定相続持分20分の2	谷地 正成	東京都品川区中延5丁目15番5号 宮内荘202
同	法定相続持分20分の2	谷地 幸男	神奈川県横浜市内南区大岡三丁目4番5号 千代松荘201
同	法定相続持分20分の2	佐藤 京子	函館市東山3丁目27番4号
持分11分の2		石黒 権一郎	函館市昭和2丁目11番2号（登記簿上 函館市宮前町34番8号）

7(1) 事件名

平成15年（収）第6号 一般国道5号改築工事（亀田拡幅）収用事件

(2) 起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道5号改築工事（亀田拡幅・北海道函館市昭和二丁目地内から同道同市昭四

丁目地内まで）

(4) 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在 地	番 地 目	登記簿上の地積(㎡)	実測地積(㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		
									受 付 年 月 日	種 類	備 考
北海道 函館市昭和4丁目	169番	宅 地	246.32	246.32	吉 田 キミエ	函館市青柳町20番4号	石 動 和香子	千葉県柏市高田1027番地の42 (登記簿上 千葉県柏市高田754番地18) 株式会社ジェイ・オー 函館市梁川町7番13号	昭和62年10月27日	始期付所有権移転	仮登記 権利の存否不明 但し、あるとすれば地上権
	170番2	宅 地	480.04	480.04					32.51	第31366号	
									第31530号		

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の年月日

平成15年5月23日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第71号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月3日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

背広服 2,196着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年10月20日

(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(4) 契約に係る背広服を契約担当者等が指定する場所で採寸できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年6月3日から7月3日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成15年7月16日 午前9時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭

和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured : 2,196 suits

B . Bid tendering time and date : 9 : 30 A. M., July 16, 2003

C . For further information, please contact: Finance Division, General Affairs Department,

Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo,

Hokkaido 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

